

## 掛 川 市 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第2項において準用する同法第72条第1項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、掛川市建築基準法の規定による公開による意見の聴取に関する規則（平成19年掛川市規則第35号）第2条第2項の規定に基づき公告する。

平成27年8月7日

掛川市長 松 井 三 郎

### 1 公聴会の目的

紅葉台建築協定に係る建築協定区域の変更に伴う意見の聴取を行うため

### 2 公聴会の期日

平成27年8月25日（火）午前9時30分から

### 3 公聴会の場所

掛川市役所 4階会議室4